



八 監 第 3 5 8 号

令 和 3 年 1 1 月 2 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和2年度監査（財務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を
参考として講じた措置の公表について

令和2年11月18日付け八監第311号により提出した令和2年度監査
（財務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置につい
て、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありま
したので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

| 対象機関 | 区 分 | 所見及び措置内容 |
|------|------|---|
| 財政課 | 要望事項 | <p>1 統一的な基準による財務書類について</p> <p>【所見】</p> <p>統一的な基準による財務書類については、貸借対照表等の財務書類のみが公表されており、各種項目の説明や分析等が掲載されていないため、市民にとって分かりやすい内容とは言い難い状況である。また、公表時期も年度末であり、出納閉鎖から約10か月経過しているため、速やかな公表となっていない。</p> <p>このため、財務書類の作成意義を十分に考慮した上で、公表内容を改めて検討し、早期の公表が図られるよう努められたい。</p> <p>(平成30年度及び令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成30年度及び令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き早期の公表が図られるよう努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>統一的な基準による令和元年度の財務書類に基づいた、各種項目の説明や分析等を掲載した報告書につきましては、経年の比較や類似団体との比較を盛りこみ、視覚的にもわかりやすいよう見直しを行い、令和3年6月4日に公表しました。</p> <p>今後も引き続き、財務書類及び財務書類報告書の早期の公表に努めて参ります。</p> |